

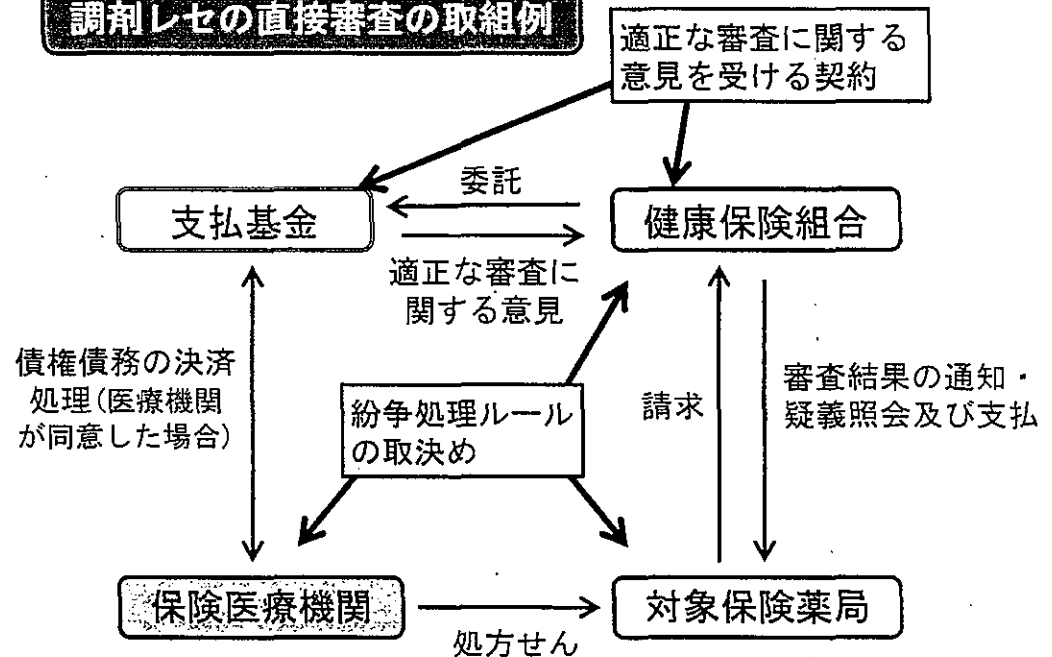
- (1) 現行の健康保険法では、保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、療養担当規則の定めにも照らして審査の上、支払うこととされており、この審査・支払の事務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することができることとされている（健康保険法第76条）。
- (2) また、現行制度では、被保険者が疾病にかかったとき、できるだけ容易かつ速やかに療養の給付を受けることができるように保険医療体制が組織されなければならないという社会的要請を満たすため、保険医療機関は、公法上の契約に基づく仕組みにより、保険者を区別せず、すべての被保険者に療養の給付を行っている。
- (3) この公法上の契約は、一定の療養の担当方針等に従い、保険者に属する被保険者に対して療養の給付を行い、その対価として診療報酬を請求し、その支払を受けるという双務契約であると解されている。このため、保険者が直接審査を行う場合でも、被保険者への療養の給付と、保険者へのレセプトの請求、審査が円滑に行われ、紛争を未然に防ぐ観点から、一定の条件を定めている（平成14年12月25日保発第1225001号等）。
- (4) 調剤レセプトについては、平成22年3月現在、11健保組合において各組合が370～380保険薬局と契約を締結し、直接審査が行われている（各組合で月当たり約200件～1700件の請求件数）。

直接審査の条件

- ① 対象保険医療機関（調剤レセプトの場合、保険薬局）の同意
- ② 公正な審査体制の確保（医師等による審査）
- ③ 個人情報の保護の徹底
- ④ 紛争処理ルールの特明確化（あらかじめ具体的な取決めを文書で取り交わす）

※ 調剤レセプトの場合、適正な審査に関する意見を受ける契約を、健保組合が支払基金と締結した場合は、適正な審査を行える体制を確保し、紛争が生じた場合の処理ルールについて対象医療機関と健保組合との間で具体的な取決めがなされたものとしている。
（平成19年1月10日保発第0110001号）

調剤レセの直接審査の取組例





保発第0110001号
平成19年1月10日

(別添1)

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて

標記については、「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成17年3月30日保発第0330005号)等により示してきたところであるが、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)において、同通知の見直しを行うこととされたことを踏まえ、今般、同通知を廃止し、健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いを(別添1)のとおり変更することとしたので、御了知願いたい。

なお、健康保険組合が調剤報酬の審査及び支払に関する事務を行う場合においては、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第4条第3号に規定する重要事項として、規約の変更及び当該変更に係る厚生労働大臣の認可が必要であるので念のため申し添える。

1 健康保険組合による審査及び支払

- (1) 健康保険組合は、特定の保険薬局(以下「対象薬局」という。)と合意(当該合意の解除に係る事項を含む。)した場合には、自ら審査及び支払に関する事務を行えること。また、この場合、健康保険組合は、当該事務を社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)以外の事業者(以下「事業者」という。)に委託することも可能であること。なお、その再委託は行わないこと。
- (2) 健康保険組合は、対象薬局との合意内容等につき組合会に諮るとともに、当該対象薬局の名称等を規約に明記すること。(別添2)の健康保険組合規約記載例を参照のこと。

2 対象となる調剤報酬請求書

- (1) 健康保険組合が自ら審査及び支払に関する事務を行う場合(1の(1)により事業者に委託する場合を含む。)には、下記(2)に掲げるものを除き、対象薬局で調剤を受けた当該健康保険組合の被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)に係るすべての調剤報酬請求書を対象とすること。
- (2) 老人医療及び公費負担医療(社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第15条第2項又は第3項に規定する事務に係るものをいう。)に係る調剤報酬請求書の審査及び支払に関する事務については、従来どおり、基金が取り扱うこと。

3 公正な審査体制

- (1) 健康保険組合は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第4項(同法第110条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)及び健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)その他関係通知等(以下「関係法令等」と総称する。)の規定に照らして点検及び突合(「調剤報酬請求に対する審査の実施について」(平成18年3月10日保発第0310004号厚生労働省保険局長通知)別添に定める突合をいう。以下同じ。)並びに適正な審査を行うことが必要である。このため、審査対象となる調剤について十分な知識と能力を有する医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)等に審査を担当させることなど適正な審査を行える体制を確保すること。
なお、健康保険組合が、突合を行った調剤報酬請求書に係る審査に関し、基金との間で適正な審査に関する意見を受ける契約を締結したときは、当該健康保険組合については、適正な審査を行える体制を確保したものとすること。
- (2) 対象となる調剤報酬請求書の基となる処方せんを発行した保険医療機関(以下「対象医療機関」という。)の医師等が審査を行ってはならないこと。

- (3) 健康保険組合が審査及び支払に関する事務を事業者に委託する場合には、当該事業者は本要領によって健康保険組合に求められる公正な審査体制を確保するとともに、健康保険組合は必要な指導監督を行うこと。
- (4) 健康保険組合は、対象薬局から調剤報酬請求書の作成を委託されている者に、審査及び支払に関する事務を委託してはならないこと。
なお、対象薬局から調剤報酬請求書の作成を委託されている者と実質的に同一又は子会社等とみなされる場合も同様であること。
- (5) 地方厚生(支)局は、地方社会保険事務局との密接な連携の下に、健康保険組合又は事業者の審査の適正を確保するため、審査の基本方針や審査状況(査定率、査定理由など)について、健康保険組合に対し、必要な報告を求めるなどの指導監督を行うものであること。また、これに反した場合には、健康保険組合に対し必要な行政処分を行うものであること。

4 個人情報の保護

- (1) 健康保険組合においては、被保険者等の個人情報が漏えいしないよう、万全を期すること。このため、服務規程等において職員の守秘義務を明記するとともに、個人情報に関する取扱責任者を定め、個人情報の取扱いに関し、漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人情報の保護のために必要かつ適切な措置を講ずること。
- (2) 健康保険組合が調剤報酬請求書の審査及び支払に関する事務を事業者に委託する場合においては、当該事業者は、本要領により健康保険組合に求める個人情報の保護に関する措置をとることが必要であること。健康保険組合は、当該事業者にこれらの措置を適切に行わせる責任を有するものであり、当該事業者に対し、必要な指導監督を行うこと。
なお、委託契約上に、事業者が個人情報の漏えい等をした場合の損害賠償や契約解除に関する規定を明記すること。
- (3) 以上を含め、個人情報の保護については、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知)に従い、その徹底を図ること。また、これに反した場合には、健康保険組合に対し必要な行政処分を行うとともに、違反した健康保険組合又は事業者の公表を行うものであること。

5 債権債務の決済処理

健康保険組合は、調剤報酬請求書の審査及び支払に関する事務を行うことに伴い、対象医療機関との間で生じる債権債務について、当該対象医療機関と合意したものの決済処理に係る事務を、当該対象医療機関の同意を得た上で、基金に委託できること。

6 紛争処理ルールの明確化

審査内容に関する見解の相違や支払の遅延など審査及び支払に関する紛争の発生に備え、支払期日を明確にするとともに、紛争が生じた場合の処理ルールについて、健康保

険組合、対象薬局及び対象医療機関(減額査定が行われるなど、紛争の発生が見込まれる場合に限る。)との間で、あらかじめ具体的な取決め(例えば、審査結果について当事者間で合意が得られない場合には審査に携わる医師以外の中立的な医師による調整に従うこと、事業者の支払が遅延した場合には健康保険組合が支払うこと等)を文書により取り交わすこと。

なお、健康保険組合が調剤報酬請求書の審査及び支払に関する事務を行うことに伴い、対象医療機関との間に紛争が生じた場合において、健康保険組合(3(1)の契約を締結しているものに限る。)が、基金との間で当該対象医療機関の不服を踏まえた適正な審査に関する意見を受ける別途の契約を締結したときは、紛争が生じた場合の処理ルールについて健康保険組合と対象医療機関との間で具体的な取決めがなされたものとする。この場合において、当該対象医療機関から当該健康保険組合に申し立てられる不服の申立て手続等については、基金において通常行われている再審査の例によることとする。

7 その他

- (1) 地方厚生(支)局においては、健康保険法第27条、第29条の規定等に基づき、健康保険組合に対し、必要な審査体制、個人情報の保護、その他の状況につき適宜報告を求め、必要な指導監督を行うものであること。
- (2) 対象薬局は、保険薬局である以上、すべての被保険者を平等に取り扱うべきであり、また、健康保険組合は、患者のフリーアクセスを阻害することがあってはならないこと。

(健康保険組合同約記載例)

新	旧
<p>第1条～第40条 (略)</p> <p>(組合による兼務支払) <u>第40条の2この組合が法第76条第4項の規定により自ら審査及び支払に関する事務を行う保険薬局は、次(別表)のとおりとする。</u> (1) 薬局名 <u>所在地</u></p> <p>第41条～第65条 (略)</p>	<p>第1条～第40条 (略)</p> <p>第41条～第65条 (略)</p>



健康保険組合理事長 殿

保発第1225001号
平成14年12月25日

厚生労働省保険局長

健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて

健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務については、「健康保険組合における診療報酬の支払に関する件」(昭和23年8月21日保発第42号各都道府県民生部保険課長宛厚生省保険局長通知)により、社会保険診療報酬支払基金に委託するよう指導してきたところであるが、今般、同通知を廃止するとともに、「別添1」のとおり取り扱うこととしたので、ご了解願いたい。

健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領

1 健康保険組合等による審査及び支払

- (1) 健康保険組合は、特定の保険医療機関（以下「対象医療機関」という。）と合意した場合には、自ら審査及び支払に関する事務を行えること。また、この場合、健康保険組合は、当該事務を社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）以外の事業者（以下「事業者」という。）に委託することも可能であること。なお、その再委託は行わないこと。
- (2) 健康保険組合は、対象医療機関との合意内容等につき組合会に諮るとともに、当該医療機関の名称等を規約に明記すること。（「別添2」の「健康保険組合同規約例（昭和36年6月23日保発第38号）」の改正を参照のこと。）

2 対象となる診療報酬請求書

- (1) 健康保険組合が自ら審査及び支払に関する事務を行う場合（1の（1）により事業者に委託する場合を含む。）には、下記（2）に掲げるものを除き、対象医療機関で受診した当該健康保険組合の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に係るすべての診療報酬請求書を対象とすること。
- (2) 老人医療及び公費負担医療（社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第13条第2項又は第3項に規定する事務に係るものをいう。）に係る診療報酬請求書の審査及び支払に関する事務については、従来どおり、基金が取り扱うこと。

3 公正な審査体制

- (1) 健康保険組合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第4項（同法第110条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）及び健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の規定に照らして適正な審査を行うことが必要である。このため、審査対象となる各診療科について十分な知識と能力を有する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）等に審査を担当させるなど適正な審査を行える体制を確保すること。
- (2) 対象医療機関の医師等が審査を行ってはならないこと。
- (3) 健康保険組合が審査及び支払に関する事務を事業者に委託する場合には、当該事業者は本要領によって健康保険組合に求められる適正な審査体制を確保するとともに、健康保険組合は必要な指導監督を行うこと。
- (4) 健康保険組合は、対象医療機関から診療報酬請求書の作成を委託されている者に、審査及び支払に関する事務を委託してはならないこと。
なお、対象医療機関から診療報酬請求書の作成を委託されている者と実質的に同一又は子会社等とみなされる場合も同様であること。

- (5) 地方厚生（支）局は、地方社会保険事務局との密接な連携の下に、健康保険組合又は事業者の審査の適正を確保するため、審査の基本方針や審査状況（査定率、査定理由など）について、健康保険組合に対し、必要な報告を求めるなどの指導監督を行うものであること。

4 個人情報の保護

- (1) 健康保険組合においては、被保険者等の個人情報が漏えいしないよう、万全を期すること。このため、服務規程等において職員の守秘義務を明記するとともに、個人情報に関する取扱責任者を定め、個人情報の取扱いに関し、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の保護のために必要かつ適切な措置を講ずること。
- (2) 健康保険組合が診療報酬請求書の審査及び支払に関する事務を事業者に委託する場合には、当該事業者は、本要領により健康保険組合に求める個人情報の保護に関する措置をとることが必要である。健康保険組合は、当該事業者にこれらの措置を適切に行わせる責任を有するものであり、当該事業者に対し、必要な指導監督を行うこと。
なお、委託契約上に、事業者が個人情報の漏えい等をした場合の損害賠償や契約解除に関する規定を明記すること。
- (3) 以上を含め、個人情報の保護については、別に定める「個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225003号当職通知）及び「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知）に従い、その徹底を図ること。また、これに反した場合には、健康保険組合に対し必要な行政処分を行うとともに、違反した健康保険組合又は事業者の公表を行うものであること。

5 紛争処理ルールの明確化

審査内容に関する見解の相違や支払の遅延など審査及び支払に関する紛争の発生に備え、支払期日を明確にするとともに、紛争が生じた場合の処理ルールについて、健康保険組合と対象医療機関の間で、あらかじめ具体的な取決め（例えば、審査結果について当事者間で合意が得られない場合には審査に携わる医師以外の中立的な医師による調整に従うこと、事業者の支払が遅延した場合には健康保険組合が支払うこと等）を文書により取り交わすこと。

6 その他

- (1) 地方厚生（支）局においては、健康保険法第27条、第29条の規定等に基づき、健康保険組合に対し、必要な審査体制、個人情報の保護、その他の状況につき適宜報告を求め、必要な指導監督を行うものであること。
- (2) 対象医療機関は、保険医療機関である以上、すべての被保険者を平等に取り扱うべきであり、また、健康保険組合は、患者のフリーアクセスを阻害することがあってはならないこと。

